



国際会計教育基準審議会 (IAESB) 2016年11月 ニューヨーク会議報告

1 はじめに

国際会計教育基準審議会 (IAESB: International Accounting Education Standards Board) は、国際会計士連盟 (IFAC) の中に設置された、国際教育基準 (IES: International Education Standards) を審議・議決する機関である。今回の会議は、2016年11月2日から4日まで、米国ニューヨークにて行われた。日本からは、ボードメンバーとして早稲田大学商学学術院の川村義則教授、テクニカル・アドバイザーとして日本公認会計士協会常務理事の椎名 弘氏が、オブザーバーとして筆者が参加した。以下、本稿において、会議の概要を報告する。

2 IAESBの2017年から2021年までの戦略及び2017年から2018年までの作業計画

(1) IAESBの2017年から2021年までの戦略

IAESBの2017年から2021年までの戦略について審議され決定された¹。この新戦略では、IAESBの役割として以下の4つが提示された。

① 会計教育基準の設定

絶えず環境に目を配り、変化を予期し、

現状と利害関係者のニーズを評価し、適時に会計教育基準を設定することにより公共の利益に資する。

次の5年間の戦略上の重要領域は、(a) IES第7号「継続的専門能力開発」(CPD: Continuing Professional Development)、(b) 職業専門家としての懐疑心、(c) 公会計・報告・保証及び(d) 情報・コミュニケーション技術のスキルである。

② 利害関係者との関わり及びコミュニケーション

会計教育の認知度を高め、利害関係者との会話を促進し、公共の利益に資するための活動を利害関係者と共に実行していく。

③ 会計教育基準効力発生後の適用状況のレビュー

IESが、意図されたとおりに運用されているかを理解することが、引き続き重要である。会計教育基準の発効から実際の運用が定着するまで一定の期間が必要であることを考慮し、適用状況の正式なレビューは、会計教育基準の発効日から相当の期間を経過した後に実施されることになる。

④ 会計教育基準の適用支援

IESの認知度向上、学習成果アプローチの適用の促進、新たな諸問題への対応に取り組むことにより、会計教育基準の適

概要	状況	年
情報・コミュニケーション技術に必要なスキルの分析		
会計職業専門家(志望者を含む。)にとって将来必要なスキルをより深く分析するために他の基準設定主体と適切に連携	目標	2017
公会計・報告・保証に必要なスキルの分析		
会計職業専門家(志望者を含む。)にとって将来必要なスキルをより深く分析するために他の基準設定主体と適切に連携	目標	2017
IES第7号「CPD」(本稿中の「3 IES第7号改訂」も参照)		
IES第7号「CPD」の改訂のための公開草案の起草	進行中	2017
IES第7号(改訂版)「CPD」の発行	目標	2018
IES第7号公開草案に対するフィードバック及びIES第7号のアウトリーチ活動に基づき、IES第7号(改訂版)の採用及び適用を支援する適用指針の策定	進行中	2018
職業専門家としての懐疑心(本稿中の「4 職業専門家としての懐疑心」も参照)		
IAESBの2016年11月会議にて承認された施策に対する作業計画の提示	目標	2017
職業専門家としての懐疑心作業部会(PSWG:Professional Skepticism Working Group)へ参加を続け、検討状況につきIAESB内で情報共有	目標	2017
適用指針の維持管理		
適用支援アドバイザー・グループ(ISAG:Implementation Support Advisory Group)の設置	目標	2017
ISAGによる推薦事項を扱うタスクフォースの組成	目標	2017
発効日後のレビュー計画		
発効日後のレビューを実施するためのプロジェクト計画(レビューの目的、時期、利害関係者からのインプット、情報収集の方法を含む。)の策定	目標	2018
IESを個々の会計士に対してではなく、加盟団体に向けることの有効性の評価	目標	2018
利害関係者との関わり及びコミュニケーション		
IAESBによって考慮されるための作業計画の策定	進行中	2017
利害関係者の調査及び「利害関係者との関わり及びコミュニケーション」のモデル設計	進行中	2017
コミュニケーション戦略の計画、及び利用可能なリソースとツールキットの開発	目標	2017
「利害関係者との関わり及びコミュニケーション」活動の立上げ	目標	2017

用を支援する。

(2) IAESBの2017年から2018年までの作業計画

上記の5か年戦略に基づく、IAESBの2017年から2018年までの作業計画が策定された。

特に重要性が強調されたのが、情報・コミュニケーション技術及び公会計等に係る教育基準設定、IES第7号及び職業専門家としての懐疑心の基準設定(改訂)並びに適用支援に関するものである(詳細は上表を参照)。

3 IES第7号改訂

IES第7号は2014年1月に発効しているが、今回は、IES第7号タスクフォースから以下の点に関する論点整理があり、改訂に向けての議論がなされた。

(1) CPD活動の明確化

IES第7号はCPDを定義し例示を記載しているが、例示が網羅的でないため、ユーザーによって理解されにくい。特に、学習成果アプローチについて不明確である。

対応策として、①実務上行われているCPD活動の調査、②IES第7号の第5項(範囲)及び同説明資料を修正し、CPD活動として許容されるものを明確化する、③CPDについて規制当局が所管する場合でも、IES第8号A6項のような利害関係者への働きかけに関する最善の努力義務をIFAC加盟団体が負うことに関する文言を追加する等のCPD活動を明確化するための方策が検討された。

(2) CPDプログラム・フレームワーク

IES第7号の規定により、IFAC加盟団体はCPDの測定とモニタリングを要求され、また、IFAC加盟団体はその構成員に対してCPDを義務付けている。しかしながら、IES第7号及び関連する適用指針では、職業会計士及び加盟団体がCPDプログラムを適用・改善するためのCPDフレームワークを提供していない。

他の職業も一定のCPDフレームワークを有し、職業専門家、CPD提供者、加盟団体、他の利害関係者を支援する場合がある。統一的なものは存在しないが、基本的に、CPDフレームワークには、①ニーズ分析(計画)、②行動/活動、③評価及び④振返りが含まれていることが

報告された。

(3) 測定アプローチの原則及び要求事項

IES第7号では、3つの測定アプローチ(インプット・ベース、アウトプット・ベース及びその組合せ)からいずれかの選択を認めている。ところが、アウトプット・ベース及び組合せアプローチに関しては、実務上の理解及び適用が整合的になされておらず、さらに、IES第7号は公共の利益に資する観点からどのアプローチが好ましいかについても明示していない。

- インプット・アプローチは実務上最も認知され広く採用されているが、一部の利害関係者からは、このアプローチのみで公共の利益に対して適切に資することができるかが疑問視されている。
 - アウトプット・アプローチを適用するために何が必要かについて、様々な利害関係者及びIFAC加盟団体によって十分理解されていない。このことにより、インプット・ベースからの転換が妨げられている。また、IFAC加盟団体による「アウトプット・アプローチ」の定義もまちまちである。アウトプット・アプローチ適用の際には、職業会計士は、成果によって自らの職業上の能力を開発・維持したことを示す必要があるが、証拠の入手まで要求されるのか不明瞭である。
 - 複数の利害関係者やIFAC加盟団体から、組合せアプローチは混乱しており、十分に理解されていないというコメントがあった。また、IFAC加盟団体間でもその定義にばらつきが認められる。例示されている組合せアプローチはインプット・アプローチと比べて、公共の利益の視点から意義のあるほどに差異があるのか不明瞭である。
- 上記の問題提起に対して、測定アプ

ローチは重要論点であり、拙速にならずに十分議論をすべきだという意見や、アウトプット・アプローチは望ましいかもしれないが、インプット・アプローチの方が制度上の実行可能性は高いといった様々な意見が述べられた。

上記(1)から(3)については、IES第7号の改訂、同説明資料の改訂又は新たな適用指針の策定を組み合わせ対応していくことが確認された。

(4) IES第7号の対象者

IES第7号の要求事項は加盟団体に対するものであるが、CPDの実施に責任を持つのはそれぞれ個人の職業会計士である。したがって、職業会計士が個人の責任としてCPDを認識するよう、要求事項の記述を変更すべきではないかという問題提起がなされた。これについて、個人の責任を基準書に記載すべきか否か議論されたほか、他の基準書は加盟団体に宛てて記載している内容と整合しないとの意見も多かった。

審議の結果、IES第7号の対象者の議論は決定事項から削除された。

今後は、論点整理のためのコンサルテーション・ペーパーを作成・検討の上、2017年中に修正IES第7号の公開草案の公表、2018年中に新基準として確定することを目指し、引き続き、改訂の検討を進めていくこと、また、並行してIES第7号(改訂版)の適用支援のための指針策定にも着手することが承認された。

4 職業専門家としての懐疑心

<背景>

職業専門家としての懐疑心が発揮されることを促進するために、各基準設定主体、すなわち国際監査・保証基準審議会(IAASB:International Auditing and Assurance Standards Board)、

国際会計士倫理基準審議会(IESBA:International Ethics Standards Board for Accountants)及びIAESBは何をすべきかについて議論されてきた。また、各主体間で横断的な取組みができないかを検討するため、職業専門家としての懐疑心作業部会(PSWG:Professional Skepticism Working Group)が設置され、検討が続けられていた。

<今回の議論>

- ① 職業専門家としての懐疑心は全ての職業会計士の基本的スキルセットの一部であり、共通の定義が望ましいという考えが多かった。IES上の職業専門家としての懐疑心も、引き続き、監査人のみならず、全ての職業会計士を対象とすべきである。職業専門家としての懐疑心に関して国際監査基準(ISA:International Standards on Auditing)の記述方法と一貫していない点については、長期的には他の基準設定主体との整合を図っていくべきであるとの議論がなされた。現在検討されているIESBAの倫理規程の改訂において、職業専門家としての懐疑心の概念が基本原則として、どのように設定されるか見守っていき、IESとしての対応が必要か検討することが合意された。
- ② 各基準設定主体間で職業専門家としての懐疑心の適用には一定の整合性が図られるべきであるとの点に関して、職業専門家としての懐疑心にとって重要な概念(誠実性、客観性、専門能力、正当な注意、独立性及び批判的思考を含む。)の理解を促進し、認知度を向上させる必要があるか議論された。

審議の結果、職業専門家としての懐疑心について現時点の定義を見直し、

全ての職業会計士に適用すべきかどうかについては長期的検討課題としてとらえる。

まずは、調査報告書等の文献レビューを実施し、職業専門家としての懐疑心の概念及びそれらが健全な懐疑心発揮のためにどう影響するかについて整理することが支持された。

- ③ 職業専門家としての懐疑心を適用する上で、様々な阻害要因があり得るが、それらを排除するために、各基準設定主体又はIAESBとして何ができるかが議論された。また、IES第3号及び第4号の職業専門家の能力開発(IPD:Initial Professional Development)の能力分野に、職業専門家としての懐疑心や職業上の判断への言及があるが、これらの規定が不明瞭でないか、何らかのIESの改訂が必要ではないかという点も議論されたが、これらに関しては性急に対応することを避け、長期的に検討し、適切に取り組んでいくことが確認された。

5 IAESBの運営方法について

IAESBの2017年から2021年までの戦略に沿って、基準設定主体としての役割を、より適切かつ効率的に果たすために、いかなる運営方法が望ましいかについて、活発な議論がなされた。①IAESBを休止し、何らかのIFACの委員会で代替

する案、②今後はIAESBとCAG(Consultative Advisory Group)を改編した主体が状況のモニタリングとIESの広報及び認知度向上活動に重点を置く案、③IAESBを継続するものの、柔軟に審議会の規模を調整できる仕組みを採用する案等、複数が検討され、それらの長所・短所及び実行可能性等から何が望ましいか議論が交わされた。

教育基準は職業専門家の活動の基礎となる重要な部分であるので、拙速にならずに慎重に検討すべきだという意見や、今後数年間の新基準の適用期間を経て根本的な見直しをすればよい等の意見が述べられ、審議の結果、細部は検討しつつも、現在のあり方を継続すべきであるとの意見が大勢を占めた。

また、IAESBは従来から、①プロジェクトを推進するためにタスクフォースを積極的に活用し、実質的論点で議論や決定が必要な事項のみを当審議会に諮り、②遵守義務のない指針の制定と最終化のプロセスの合理化を図る等、効率的運営のために運営方法の見直しを行ってきた。さらなる効率化のため見直すべき領域として、IAESBの人数の適正化、タスクフォースや本審議会の決定のあり方、CAGのあり方及びスタッフの増員の必要性等が挙げられ、意見交換がされた。これら全てが直ちに變更されるものではないが、継続的に検討が行われ、必要に応じて見直されて行くことが確認された。

6 今後の会議予定について

以下の予定にて開催される予定である。

- 2017年4月26日から28日まで
米国(ニューヨーク)
- 2017年11月1日から3日まで
メキシコ(メキシコシティ)

なお、椎名 弘氏は、今回でテクニカル・アドバイザーを退任する。会議の終わりに、議長より在任中の貢献を称え謝辞が述べられるとともに、記念品が贈呈された。

(IES検討専門委員会委員
高田慎司)

<注>

- 1 IFACによる基準設定活動を公益的な観点から監視している公益監視委員会(PIOB:Public Interest Oversight Board)が2016年12月1日に開催され、IAESBの2017年から2021年までの戦略に関して、パブリック・コンサルテーションから新基準に必要な分野をさらに識別すること及び目的・対象・時期・リソースを含む詳細計画を作成することがIAESBに対して提案され、当該戦略案の承認は延期された。